

## 定期積金規定（スーパー積金）

1. （掛金の払込み）  
定期積金（以下「この積金」といいます。）は、通帳または証書記載の払込日に掛金を払込みください。払込みのときは必ず通帳または証書をお差出してください。
2. （給付契約金の支払時期）  
この積金は、満期日以後に給付契約金を支払います。
3. （払込みの遅延）  
この積金の払込みが遅延したときは、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。または証書記載の年利回（年365日の日割計算）により遅延期間に相当する利息をいただきます。
4. （給付補填金等の計算）
  - (1) この積金の給付補填金は、通帳または証書記載の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。
  - (2) 約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。
    - ① この積金の契約期間中に通帳または証書記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
    - ② この積金を「定期預金等共通規定」第3条第1項の規定により満期日前に解約をする場合および「定期預金等共通規定」第3条第4項の規定により解約する場合は、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。
    - ③ 上記①、②の計算に適用する利率は、次のとおりとします。  
解約日における普通預金の利率。
    - ④ この計算の単位は1円とします。
5. （先払割引金の計算等）
  - (1) この積金の掛金が払込日前に払込まれたときは、先払割引金を通帳または証書記載の利回りに準じて満期日に計算します。
  - (2) 先払分に応じて満期日の繰上げは行いません。
6. （満期日以後の利息）  
この積金を満期日後に解約する場合、給付契約金（掛金総額に達しないときは掛金残高相当額）に満期日から解約日の前日までの期間について、解約日における普通預金利率によって計算した利息を支払います。
7. （規定の変更）
  - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
  - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

この他、「定期預金等共通規定」をご参照ください。

以上  
(令和2年4月1日改定)

